

平成 2 3 年度第 1 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成 2 3 年 4 月 1 3 日 (水)	午前 9 時
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第 1 回定例会議事日程

1 日 時 平成 2 3 年 4 月 1 3 日 (水) 午前 9 時

2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 1 号議案 生涯学習施設の開館時間の変更に関する事務処理の報告について

第 2 第 2 号議案 八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告について

第 3 第 3 号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において意見を聴く学識経験者の選任について

第 4 第 4 号議案 平成 2 4 年度八王子市立中学校使用教科用図書採択要綱について

4 報告事項

・ 八王子市立学校における学校運営協議会委員について (教育総務課)

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長	(1 番)	小田原	榮
委 員	(2 番)	和 田	孝
委 員	(3 番)	川 上	剋 美
委 員	(4 番)	水 崎	知 代
教 育 長	(5 番)	石 川	和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	坂 倉 仁
学 校 教 育 部 指 導 担 当 部 長	佐 島 規

教 育 総 務 課 長	穴 井 由 美 子
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	平 塚 裕 之
施 設 整 備 課 長	矢 光 克 彦
学 事 課 長	海 野 千 細
学 校 教 育 部 主 幹 (保 健 給 食 担 当)	山 野 井 寛 之
指 導 課 長	廣 瀬 和 宏
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (特 別 支 援 教 育 ・ 教 育 セ ン タ ー 担 当)	藏 重 佳 治
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (企 画 調 整 担 当)	所 夏 目
指 導 課 統 括 指 導 主 事 (教 育 施 策 担 当)	山 下 久 也
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 長	榎 本 茂 保
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 参 事 (図 書 館 担 当)	望 月 正 人
生 涯 学 習 総 務 課 長	宮 木 高 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	小 山 等
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (ス ポ ー ツ 施 設 担 当)	遠 藤 幸 保
国 体 推 進 室 主 幹	富 貴 澤 繁 幸
国 体 推 進 室 主 幹	高 橋 利 光
学 習 支 援 課 長	小 松 正 照
文 化 財 課 長	田 島 巨 樹
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	中 村 照 雄
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	田 中 明 美
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (図 書 館 担 当)	玉 木 伸 彦
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部 主 幹 (こ ど も 科 学 館 担 当)	齋 藤 和 仁
教 育 総 務 課 主 査	新 納 泰 隆
教 育 総 務 課 主 査	町 田 和 雄
教 育 総 務 課 主 査	小 林 順 一

指 導 課 主 査

和 田 嘉 代

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査

後 藤 浩 之

教 育 総 務 課 主 任

清 水 智 子

教 育 総 務 課 主 任

最 上 和 人

【午前9時00分開会】

小田原委員長 本日の委員の出席は5名全員でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成23年度第1回定例会を開会いたします。年度改まりましての第1回ということでございますので、よろしくお願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、4番、水崎知代委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

小田原委員長 それでは、日程に従いまして進行いたします。

日程第1、第1号議案 生涯学習施設の開館時間の変更に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、生涯学習スポーツ部から御説明願います。

榎本生涯学習スポーツ部長 それでは、第1号議案 生涯学習施設の開館時間の変更に関する事務処理の報告について御説明申し上げます。

去る3月11日に発生しました東日本大震災後、生涯学習スポーツ施設につきまして、3月中は施設を閉館としていましたが、4月1日から開館するに当たり、節電対策としての全市的な取り組みから開館時間を変更したものです。

変更する施設及び変更後の時間は、第1号議案関連資料のとおりでございます。

開館時間を変更する期間は、平成23年4月1日から当分の間としています。

本事務処理につきましては、緊急に処理しなければならず、かつ教育委員会が招集されるいとまがなかったことから教育長の臨時代理により処理したものでございます。説明は以上でございます。

小田原委員長 生涯学習スポーツ部からの説明は終わりました。

本案につきまして御質疑、御意見はございますか。

和田委員 スポーツ施設や図書館によって閉館の時間が多少なのですけれども、違っているのはどういう理由でしょうか。

榎本生涯学習スポーツ部長 貸し出しについては、通常の勤務であれば17時15分。あと、体育館等については、一つのスパンで、時間帯で貸しておりますので、その区切りの関係で18時という形になって、各体育館によって多少の前後がありますけれども、

基本的には18時から20時の一番電力消費の多いときについては、その前には閉館をするというようなスタンスで決めております。

小田原委員長 質問は、17時と17時15分と多少のブレがあるのだけれども、そうしているということではなくて、何で15分とかそういう差ができるのかわからないのだけれども、どういうことかということなのですよ。

望月生涯学習スポーツ部参事 図書館の分の5時と5時15分の違い、まずこれについて説明いたしますけれども、の中央図書館と南大沢図書館までは、もともと午後7時までの開館というふうになっております。これを職員の勤務時間に合わせて5時15分までにしたということがございます。それから、の川口図書館と中央図書館北野分室ですけれども、これはもともと10時から5時という規則の設定でございまして、例えば川口図書館ですと水・木だけ午後7時まで、それから中央図書館北野分室は水曜日が午後7時という、夜間開館を曜日の特定の日だけやっているというのがこのの方です。これにつきましては、通常の夜間開館をしない勤務時間帯の規則の方に合わせて5時というふうにしています。もちろん、職員の勤務体系については、若干後片づけとかがありますので、少し何人かは遅番をつけるという形でやるということはやっております。そのことから、こんな時間帯のずれが出ているということでございます。

小田原委員長 ということでございますが、いかがですか。

こうしたらいかがですかというようなことがあれば、お伺いしてもよろしいかと思えますけれども、いいですか。

水崎委員 教えてほしいのですけれども、開館中の館内の節電というのは、何か対策とかとられているのですか。それとも、今までどおりの使い方をされているのですか。

望月生涯学習スポーツ部参事 図書館全体のまず取り組みから説明いたしますと、まず空調は全部切っております。それから、図書館には、読書をするスペースといいですか、本を読むスペースがございましてけれども、そこについては照度を確保しております。それ以外で、不要ということはないのですけれども、落としても読書にそれほど影響がない、それから安全上特に問題がないというところについては、照明器具を外すというような形でやっております。図書館ではそんな取り組みでございまして。

遠藤生涯学習スポーツ部主幹 体育館につきましては、電気を間引くなどして、プレイに支障がない範囲で節電に努めております。

小田原委員長 今日なんかここは全部ついているけれども、一つおきにするとか、全部消

してこのブラインドを開けるとかという努力を。だからこのところに、さっきの記の中には理由がないのですよね。どうしてこういうことにしたとかという理由がないのだけれども、その趣旨をきちんと示して、それに沿う形でこういう時間変更をしましたということがあれば、わかりやすいというか、なるほどねと。時限的な部分だから、これがなくなればもとに戻しますよということだろうと思いますけれども。

水崎委員 生涯学習施設はどうですか。

小松学習支援課長 生涯学習施設につきましては、講座の貸し出しの部屋につきましては、これは市民が使用しますので、全部点灯しておりますが、それ以外のエレベーターホールですとか、全体の1階のホールですとか、あと事務室等につきましては、蛍光灯を取り外したりしております、節電に努めております。

小田原委員長 ほかにいかがですか。

それでは、これは教育長決裁で事務処理したわけですけれども、第1号議案につきましては、御提案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。

よって、第1号議案につきましては、そのように承認することにいたしました。

小田原委員長 続いて、日程第2、第2号議案 八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から御説明願います。

穴井教育総務課長 それでは、第2号議案 八王子市教育委員会事務局等職員人事に関する事務処理の報告について、御説明いたします。

それでは担当の小林主査から詳細について説明いたします。

小林教育総務課主査 それでは、第2号議案につきまして、御説明させていただきます。

教育委員会事務局の管理職に関する人事についてでございますが、権限委任に関する規則第4条第1項の規定に基づきまして、教育長において別紙のとおり事務処理をしましたので、御承認をお願いするものでございます。

資料の4枚目、表の形になっております。議案関連資料をもとに御説明させていただきます。

まず、平成23年3月31日付転出ですが、学校教育部では萩生田課長が、生涯学習

スポーツ部では石井主幹が、定年退職に伴い市長部局へ転出しております。

次に平成23年4月1日付異動者です。学校教育部におきましては、矢光課長が次長に昇任され転入。山下統括指導主事が21年3月以来の2年ぶりに八王子市教育委員会へ転入されております。生涯学習スポーツ部におきましては、榎本部長が国体推進室長を兼務に。富貴澤主幹が次長に昇任されております。

転出では、桑原次長がまちなみ整備部区画整理室長に昇任され転出。遠藤課長が住民税課長、設楽課長が生活安全部主幹、渡辺課長が議会事務局庶務調査課長として転出されました。

転入者は、子育て支援課長の宮木課長が生涯学習総務課長。財務部主幹（庁舎改修担当）の玉木主幹が生涯学習スポーツ部主幹（図書館担当）。総務部職員課課長補佐兼主査の小山さんが昇任されスポーツ振興課長に。健康福祉部障害者福祉課課長補佐兼主査の高橋さんが昇任され国体推進室主幹に。区画整理室主幹の小松主幹が学習支援課長。健康福祉部健康福祉総務課課長補佐兼主査の田島さんが昇任され、文化財課長としてそれぞれ転入されております。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御意見、御質疑、ございませんか。よろしいですか。

新しいところで、それぞれ御精励願いたいということでございます。

それでは、第2号議案につきましては、そのように承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。よって、第2号議案についてはそのように承認することにいたしました。

小田原委員長 次に、日程第3、第3号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において意見を聴く学識経験者の選任についてを議題にいたします。

本案について、教育総務課から説明願います。

穴井教育総務課長 それでは、第3号議案 平成23年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価において意見を聴く学識経験者について御説明いたします。

それでは担当の新納課長補佐から説明いたします。

新納教育総務課主査 それでは3号議案につきまして、御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって意見を聴く学識経験者の選任について決定するものでございます。

なお、選任する学識経験者につきましては、継続性の確保と、より多様な意見を聴する観点から、任期を3年とし、毎年1名が交代することとしております。

それでは、お手元の議案関連資料をごらんいただきたいと思います。

新任といたしまして、炭谷晃男氏、大妻女子大学の教授でいらっしゃいます炭谷先生を新たに学識経験者として選任をいたします。

継続としましては、その下にございます時久いずみ氏、この方は3年目でございます。甲田充彦氏、2年目でございます。以上3名で、今年度につきましても点検・評価の学識経験者として御意見をちょうだいするという形で事務の方を進めさせていただきたいと思っております。

小田原委員長 教育総務課からの説明は終わりました。

本案につきまして、御質疑、御意見はございませんか。

水崎委員 今度新しく推薦される炭谷先生なのですが、この後、報告事項のところでは学校運営協議会委員について報告されると思うのですが、その資料を見ていたら、炭谷先生は協議会委員になられているのですね。3校の協議会委員になられていると思うのです。そうなってきたら、兼務という形になるのですが、炭谷先生の人物がどうのというそういうことではなくて、果たして協議会委員になっていて、点検・評価もするという兼務というのはどうなのかなと私は思ったのですが、それについては、事務局はどのように考えられていますか。

新納教育総務課主査 炭谷先生につきまして、主な経歴と職歴につきまして、ちょっと紹介の方をしておりませんでした。今、水崎委員から御質問というか御意見もございましたけれども、そちらの経歴のところがございますとおり、松木・長池コミュニティスクール・寺子屋事務局長などともされていらっしゃいますし、今、御質問されましたように、運営協議会の方の委員もされているということで、また、そちらの経歴の頭にございます生涯学習審議会の副会長でもいらっしゃるということで、こちらの方の生涯学習の部門につきましても、非常に認識というか、専門でいらっしゃるに加えて、学校教育の方でありますコミュニティの関係ということで、学校教育の方もよくご存じでいらっしゃるということもありますので、その方で委員の方をされたのですが、

大丈夫かどうかということにつきましては、両方を特に兼任がいけないとかそういった決まりはございませんので、よくご存じの方という形で、適任というか、よろしく願いしたいということで御承諾をお願いしたいというところでございます。

坂倉学校教育部長　水崎委員の御指摘につきましては、一応点検・評価という形で、それが査定ではないにしても、その施策の今後の優位性とかを決める中で、御自身がいわゆる一つの施策であります地域運営学校に入っている中でどうなのかということでございます。そういう意味では、その今の回答とは別に、人物識見の問題とは別にありますので、その辺の評価について、その部分についてどうするかについては、少し考えさせてください。その部分について評価を除外するとか何か、またそれはちょっと検討いたします。ただし、今お話にあったように、本人は非常に中立で立派な方ですので、兼任についてはふさわしいと思っていますけれども、評価についてどうするかということとは、少し検討いたします。

小田原委員長　ということですが、いかがですか。

石川教育長　指摘をされれば、そういう面も全くないというふうには思いませんけれども、これはあくまでも事務局の点検評価ですから、現場でやっている人たちがそれをもとのところで点検・評価するのは私は問題ないというふうには思っていますけれども。

小田原委員長　これは兼任かというふうに質問されたのですけれども、兼任というふうな理解になるのですか。

穴井教育総務課長　学識経験者として意見を聞くということで、運営協議会委員とか特別職の公務員なのですが、この方たちは謝礼で点検の評価を見ていただいて御意見を聞くという関係にあるわけで、職ではないので、兼任という概念ではないというふうに思っています。

小田原委員長　今の観点からいって、今の教育長の話もありましたけれども、意見を聞く学識経験者として適任除外になるのかというと、そういうことには当たらないと。まず、そこが一点ありますね。それと、学校運営協議会の委員だとか、生涯学習審議会の副会長だとかという身分でお願いしている方に意見を聞くことが妥当かどうかということについては、教育長の見解、皆さんの説明のとおりということなのですから、いかがですか。

水崎委員　私は素人なので単純に考えてしまうのですけれども、兼務している自分の仕事を点検・評価となると、自己評価みたいな感じかなというような感覚をちょっと持って

しまうのですよね。自己評価みたいな形になるようなふうにもとられないかなというようにちょっと思ってしまうので、どうかと思ったのですけれども、この方の人物がどうのこうのと言っているわけではないので、ただ、あえて兼務という形でもこの方を入れてははいけなかったのかなと思ったところに私は疑問を持っただけなので、事務局の皆さんがよければ私は別に構わないのですけれども、ほかの委員さんはどう思われるか、教えてほしいのですけれども。

川上委員　ここに書いてあるのが、事務の管理及び執行の状況のものですから、逆にかかわっている人の方がそのことがよくわかるという面もあるのかなと。反対から見た場合には。ただ、一般的に見れば、今、水崎委員のような考え方というか感じ方ですよ。それがあるのは否めないかなというふうには感じます。

それから、また今も兼務とおっしゃったけれども、これは兼務ではないのだということのしっかりした決まり、定義、そういうところを事務局が持っていないと、人物がどうのこうのと今だれも言っていないから、そこへ話をもっていけないようにして、これは事務の管理及び執行状況の点検及び評価ですというふうなことの客観的な考え方というのは、しっかり持っていないとふらつくのではないかなと、ちょっとそのことは感じましたけれども。

和田委員　一つ確認なのですけれども、その主な経歴のところは、これは現職とそれから元職があると思うのですが、これは全部現職ですか。下の社会教育委員は違う。

小田原委員長　下の二つが元職で。これは望月生涯学習スポーツ部参事に聞かないといけないのかな。下から三つ目はどうですか。まだ現職ですか。この下の三つが元職かなというふうに私は見ていたのですけれども。

和田委員　他地区の行政委員というか、そういう立場で仕事をされているとなるといろいろな課題も出てくるわけですから、元職であれば一つの経験として、経歴としていえると思うのですね。

先ほどから指摘されているように、私は学識経験者として点検項目であるとか、評価基準であるとか、そういうものを幅広く経験しているという立場からすると、学識経験者としての資格のあるというか資質のある方だと思うのです。ただ、評価の面になってきたときに、やはり注意していかないと、やはり自分自身の活動を評価するという立場にもなりかねないので、その辺のところは内容的にしっかりこちらも見なければいけないなということで、点検・評価をする委員として、学識経験者としていけない

ということではないのですけれども、その内容についてはやはり出てきたものをもう一度私たちも見ていかなければいけないのではないかなと思うのです。法的に触れていない委員であれば、学識経験者という立場で参加していただくことについては、私は特に反対するものではないのですけれども。

小田原委員長　　そういう見解をそれぞれがお持ちなのですが、今、川上委員から指摘されたのですが、元職が書かれていないので、下の三つも現職ではないかというお話なのですけれども。

新納教育総務課主査　　現職、それから元職につきまして、履歴書の方があるのですけれども、把握し切れておりません。任期の期間につきまして、こちらは把握しておりませんので、申しわけございません。

小田原委員長　　現職とみたとしても、いかがかと。他地区であった場合に、問題になるのかどうかということなのですが。

穴井教育総務課長　　広く学識経験者として八王子市の事務事業について点検・評価をしていただく職ですので、他市の職であっても、他市との比較も一方では必要なところもありますので、和田委員がおっしゃったように点検・評価ができてきた段階で、注意深く見た中で御意見を交わしながら参加していただければ、特に問題ないというふうに考えています。

小田原委員長　　ということでございます。

この件に関しまして、いかがですか。

皆さんの御意見とそれから事務局からの説明で、特に問題ないということなので、お諮りいたしますけれども、第3号議案につきましては、御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　　異議ないものと認めます。

よって、第3号議案につきましては、そのように決定いたしました。

小田原委員長　　続いて、日程第4、第4号議案　平成24年度八王子市立中学校使用教科用図書採択要綱についてを議題に供します。

本案について、指導課から御説明願います。

山下指導課統括指導主事　　平成24年度の八王子市立中学校使用教科用図書採択要綱につ

きまして、よろしくお願いいたします。

詳細については、担当主査より申し上げます。

和田指導課主査 現在、市立中学校では、平成21年度、実際の使用開始は平成22年度、昨年度からですけれども、採択いたしました教科書を使用しております。

平成24年度に新学習指導要領が完全実施となることに伴いまして、使用する教科書も平成24年度から、つまり来年度から新しくなりますので、来年度から4年間、八王子市立中学校が使用いたします教科書についての採択を、今年度実施いたします。

本来であれば、東京都を通じまして、文部科学省の採択に関する通知を受け取ってから要綱を作成したいところですが、現在まだ届いておりません。東京都によりまして、前回の採択から大きく変わっている点はないと聞いております。通知や説明を待つておりますと、採択のための選定資料の作成にかかわります組織の立ち上げが大変遅れてまいりますので、本日、議題として供させていただきます。

この資料の作成につきましては、議案の第5条の4にありますように、教科用図書選定資料作成委員会を設置いたしまして、資料を作成することとしております。

前回、平成21年度に採択した際には、新たに文部科学省の検定を経た教科書が社会科の歴史的分野のみでしたので、歴史的分野以外の教科につきましては部会等の組織を立ち上げず、平成18年度に調査・研究いたしました資料を活用して採択をいたしました。

今回は、すべて新たに検定を経た教科書であるため、すべての教科につきまして選定資料を作成することとなります。具体的には、選定資料作成委員会の下に教科別の調査部会を設けまして、調査・検討を行います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

小田原委員長 指導課からの説明は終わりました。

本案について、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

和田委員 要綱そのものについては、特に申し上げることはないのですけれども、ぜひ採択の流れにあるように、資料作成委員会の委員については、教科書会社とか、あるいはその後著作にかかわるようなそういう方をきちんと調べて、そういう方がかかわることのないようお願いをしたいというふうに思っています。それだけです。

小田原委員長 その要望について、何かございますか。

山下指導課統括指導主事 そのことにつきましては、これから実際に資料作成委員会を立

ち上げる際に、実務的な要綱の中にもうたいまして、それからこちらの方でもきちんと確認をしながら進めていきたいと思っています。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

法律あるいは施行令が変わったわけではございませんので、文科省あるいは東京都から何らまだ指示がないけれども、例年ですと準則のような形で「こういう要綱でこういうふうにやってください」といった通知がくるのだけれども、それを待たずに始めるということで。これは一向に構わないことだと思いますので、適宜進めていっていただきたいというふうに思います。

それではお諮りいたしますけれども、第4号議案につきましては御提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

小田原委員長 異議ないものと認めます。

よって、第4号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 議案は以上ですけれども、引き続き報告事項となります。

まず、教育総務課から御報告願います。

穴井教育総務課長

それでは、報告事項ということで、「八王子市立学校における学校運営協議会委員について」御報告をいたします。任期がここで交付をした委嘱の中では、平成23年4月1日から平成25年3月31日まで2年間ということをお願いをしております。各学校、ここで2年の任期が終わる学校が、上の方から長房小学校から始まりまして、ずっとございます。それから途中で加えられる方がそれぞれいますので、後で詳細について御説明をいたします。

発令につきましては、順次学校を回って行っているところでございます。

小田原委員長 何か御質疑、御意見ございましたらお願いします。

和田委員 館小中学校のこの委員についてですけれども、これは館小学校と館中学校の委員がそのままスライドしているわけではないのですよね。

この辺のことについて、どういうことになったのかというか、どういう選定というか依頼の仕方をしているのかというあたりを一つお聞きしたいのと、それから、館小中学校の役職の中を見ますと、下のところに中学校副校長とか中学校校長と書いてあるけれ

ども、これは小中学校という、そういう意味合いですよ。

それと、PTAのところはどうなっているのかなというのをお聞きしたいなと思って。PTAは独立して、それぞれ小学校のPTA、中学校のPTAになっているのかなという、そういうところをちょっとお聞きしたいなと思っているところなのですけれども。

穴井教育総務課長　まず、お願いをした経過でございますけれども、館小中学校については今年度から小中一貫校として開校するのに先立ちまして、昨年度、地域運営学校を置いたところでございます。運営協議会の委員の皆さんには、昨年度はそれぞれ小学校、中学校ということをお願いはしていますけれども、合同で会議を開催する等、連携を図って運営をしてきたところです。

今年度、小中一貫校になるにあたりまして、教育委員会からお願いしたのは、運営協議会の委員は10名以内ということで規定がされているので、小学校、中学校それぞれということであれば10名を超えても問題はないのですが、できれば私ども教育委員会の思いとしては、一つの学校としてとらえたいということで、校長先生の方については委員の皆様のご協力を得ながら10名以内におさめていただきたいというお願いをしました。

それから、それぞれ下の2名については、館小中学校副校長と館小中学校校長ということでとらえていただいた方が正しいということをお願いをします。

それからPTAにつきましては、加住小中学校もそうなのですが小学部、中学部ということで、それぞれPTAを置いているような状況がございますので、それぞれのPTAから代表を出していただいていると、そういう形になっております。

小田原委員長　よろしいですか。

和田委員　はい。

小田原委員長　これはPTAのことについては口出しできないところだけれども、その小中学校別にするかどうかというのは、学校に投げかける問題ではあるかと思えますね。校長が一人になっているわけだから。

穴井教育総務課長　先日、加住小中学校の方に発令に行ったときも、会長の方からそんなお話もありまして、小中一貫校になったら1年生から9年生までという概念の中で運営していった方がいいのではないかという意見は、運営協議会の中からも出始めているところでございます。

小田原委員長　そのほかいかがですか。

これは法律というか規則に従ってやっているわけなのですが、107校全部にできると大変ですよ。それはどうするかというようなことは考えてやっていかないと、ちょっと事務的に大変なことになりますので。大丈夫ですか。

穴井教育総務課長 全校になってくる前に、やはりできるところから、地域運営学校として設置をしているところですけども、自主自立した学校経営という中では、徐々に教育委員会の方が引いていくような形で、自主的な運営に任していけば大丈夫だというふうに考えています。

小田原委員長 早くそういうふうになるためには全校に必要なということになるだろうと思いますね。

そのほか、いかがでしょうか。

川上委員 柏木小学校と南大沢小学校と南大沢中学校は委員さん全員が同じですね。それは、後の小中学校構想というところにあるのではないかというので理解はできるのですが、次の松木小学校と長池小学校の関係においても、そういう構想のもとにこの委員さんが選ばれているのでしょうか。

穴井教育総務課長 そのとおりです。中学校区を中心とした地域運営学校を目指していますので、その地域については、特に柏木小学校、南大沢小学校等については、同じメンバーであえて設置をしております。それから松木小学校、長池小学校についても同じような考え方で、基本的には一緒の委員さんでそれぞれの学校の特色を生かすために、あえて違う委員さんを置いてかぶっているような置き方をして、10名以内というのをもう少し幅広く使えるような形で設置をしているところもあります。

川上委員 そうすると、ここはどこの中学校の区域ですか。

町田教育総務課主査 平成22年度としていた松木中学校区ということで、23年度に松木小学校と長池小学校が3校でやっている形です。

川上委員 同時に会議をしているということですか。

穴井教育総務課長 それぞれでやるときもあるし、年間の中で3、4回については合同で実施と、そういう形で進んでいく予定であります。

川上委員 わかりました。

小田原委員長 そのほか、いかがでしょうか。

和田委員 松木小学校の、先ほどあった炭谷先生が入っていらっしゃるところに、石井敏男さんという方が入っていますよね。この方も寺子屋の委員長ですよ。炭谷先生が寺

子屋の事務局長ですけれども、同じ組織の代表という形。もちろん学識経験者と寺子屋の委員長というのはちょっと違うかと思うのですけれども、同じ組織に所属している人が二人この中に入っていて、6人中二人がそういう関係ということについては特に問題というのではないのでしょうか。

穴井教育総務課長 松木地区の寺子屋については、その3校が連動して動くもとになっているところなのですけれども、石井さんについては地域住民ということで参加していただくという色が強くなっております。炭谷先生については、学識経験者としての知恵をかりようということになっていますので、同じグループではございますけれども、そこに入ることによって地域との連携が強化できるので、それはそれで問題ないというふうに考えたところです。

小田原委員長 質問は、選出区分の問題ではないのですよ。選出区分でものを言うのではなくて、同じ地域で、だから地域から出てくるのは当然といえば当然なのだけれども、そうではなくて一つの組織の中で二人が出てきて、少ない中で大丈夫ですかと。同じところから委員長と事務局長の二人が出てくるということについては、偏りはありませんかということだと思うのですけれども。

穴井教育総務課長 確かに同じ組織から二人ということはあるかもしれませんが、ニュータウン地区ということで、地域コミュニティがまだまだこれからという中では、寺子屋が中心となって地域の保護者や地域の方を巻き込んでいるような状況がある中で、一つの学校にまとめたというところはどうかなとは思ったのですが、それぞれの校長先生が話し合った中でこういった委員配分になったと思っていますので、そのところは教育委員会の方では認める方向で考えたところです。

小田原委員長 考え方の相違がこういう形だろうと思いますけれどもね。寺子屋が一つの核になっているのは事実だと思うのですよね。だから、それを中心に進めようというのが今の考え方でこうなっているんだろうけれども、地域がニュータウンということであるならば、そこに固まらせるのではなくて、もっと幅広く点を置いていく方がいいのではないかという考え方に立てば、和田委員のような質問が出てくるだろうということなのですよね。これは考え方の問題だろうというふうに思うので。

これは、今の地域のあり方を見ていくと、必ずしもこれは全国的にそうなのですが、地域のつながりが非常に難しい状況もあるわけで、そういうときに一つの核を大事にしていくか、あるいはもっと幅を持たせた方がいいのかという、ここは考え方の分かれ目

だろうと思いますけれどもね。非常に難しいところだろうと思いますね。

ほかにいかがでしょうか。これはお任せするという形になりますが、よろしいですか。

それではこのような形で今年度も進めていっていただくということをお願いいたします。

それでは、ほかに何か報告する事項、予定されたことは以上ですが、何かございますか。

坂倉学校教育部長 特にございません。

小田原委員長 委員の皆さんで何かございますか。

和田委員 教科書採択の日程で、大まかなものがわかっていればちょっと教えていただきたいのですが、どんな日程になるのですか。

小田原委員長 予定としては8月の中旬、下旬で決定していくと、そこに合わせて準備を進める。そのためには今から始めないと間に合わない。特に65%増えている教科書もあるわけで、そういうことを考えると、今年度はちょっと大変だろうと、我々も覚悟して取り組まなければいけないだろうというふうに思いますけれども。

そのほかにいかがですか。

先ほど生涯学習スポーツ部の方から、体育館あるいはセンターの時間の問題が提案されていたわけなのですけれども、学校の方の運営の学校開放にしても、子どもたちへの放課後の部活動等にしても、学校に任されているところですが、できるだけ校長の裁量がきくような形というものを、ぜひ考えていただきたいというふうに思うのですけれども。それはよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがですか。

矢光施設整備課長 学校の開放については、現在、市の方針に基づきまして夜間は行っておりません。ただし、消防団ですとか、そういったものの訓練については認めているところです。現状では、この状態が続く限りは、夜間開放は今のところ廃止ということで進めております。

穴井教育総務課長 その通知をしたときに、付したのは、貸し出しの目的ですとか、対象に応じて柔軟に対応するようにということを行つております。

小田原委員長 これから影響が八王子にどれだけ及んでくるかどうかわからないところですが、外で活動するのはどうかというような問題もこれからいろいろ出てくると思うんです。それについて学校現場の方からは、文科省とか県とか市とかの指示がないということで、どうしたらいいか困るみたいな話が一方で出てくると思うのだけれども、

そうではなくて、指示があったからどうするとかということとは別に、学校長の判断でいろいろなことができる形はとっていただきたいというのは私の要望ですけれども。他になにかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長　では、特にないようでございますので、予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本定例会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。

【午前9時48分閉会】